

意見公募要領

1 意見募集対象

「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）（案）」

2 意見募集の趣旨・目的・背景

総務省は、令和3年11月8日（月）から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、ブロードバンドの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について、中長期的な視点から検討を行い、令和4年8月5日（金）に、デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめを公表し、令和5年10月18日（水）に、デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）を公表しました。

その後、放送の将来像や小規模中継局等のブロードバンド等による代替に向けた制度の在り方、ラジオ放送の経営の選択肢等について、検討を重ねてきました。

今般、同検討会において、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）（案）」が示されましたので、以下のとおり意見を募集します。

3 資料入手方法

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するほか、電子政府の総合窓口〔e-Gov〕（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2) により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : `digital-ken-public-comment_atmark_soumu.go.jp`

総務省 情報流通行政局 放送政策課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) の電子政府の総合窓口 (e-Gov) を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください (他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 放送政策課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類 : CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル (他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和6年10月25日 (金) から令和6年11月15日 (金) まで (必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である取りまとめ(案)の該当箇所（ページ番号等）を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である取りまとめ(案)以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省情報流通行政局放送政策課

電 話：03-5253-5777

電子メールアドレス：digital-ken-public-comment_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第3次)(案)」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡
担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載する
こと。

別紙様式

※該当箇所を必ず明記してください。

該当箇所	御意見